

水戸市放課後学級における長期休業期間の昼食提供サービスに関する基本事項

1 目的及び概要

市が設置・運営する放課後学級を利用する保護者の負担を軽減するため、長期休業期間において、事前に申し込みを行った保護者の児童に対して、昼食の製造及び配送等のサービスの提供を行う。

2 提供期間

別紙1のとおりとする。

3 配送の時間

おおむね午前9時30分から午前11時30分までに別紙2に指定する場所まで昼食を配送する。

4 費用負担

- (1) サービス提供事業者は、昼食代金以外の費用（配送費、資源ごみの回収費、注文受付、代金徴収、メニュー表の作成等）を負担する。
- (2) 水戸市は、本業務に係る費用を一切負担しない。

5 想定食数

1日当たり10食～100食程度（令和6年度実績による）

※数量は令和6年度実績であり、実際の提供数を保証するものではない。また、想定を上回る受注があった場合においても受注者全員に提供出来ること。

6 昼食提供業務

- (1) 提供する昼食の内容（メニュー）等については、以下のとおりとする。

ア 栄養面や児童の嗜好を考慮したものとする。

イ 主食（米飯）及び副菜を基本とし、副菜のみの注文も可能とする。

ウ 事前にメニュー表を作成し、チラシ又はウェブサイト等で保護者に向けて公開する。また、メニューには、アレルギー表示をする。

エ 再調理の必要がなく、配送後そのまま食べられる食事を提供する。

- (2) 品質管理

昼食は、夏季は保冷ボックス、冬季は外気を遮断するボックス等に入れ、配送から喫食までの間適切な温度管理が行える対策を講じることとし、品質管理に万全を期す。

- (3) 配送

ア 昼食は、受注数1個から配送する。また、適切な配送計画を立てる。

イ 利用者からの注文に応じて、受注した昼食をクラブ単位にボックス等に入れ、注文者情

報一覧（学校名，クラブ名，児童氏名，商品名）を添えて放課後学級支援員に受け渡す。
ウ 食事容器については，商品名を表示するなど，誤配膳が起こらないよう工夫する。

(4) 食事容器及び残菜の回収

食事容器及び残菜を回収する。

7 受注及びキャンセル

(1) 昼食の注文，キャンセル等は，ウェブサイト又はスマートフォンアプリケーションにより利用者から直接受け付ける。

(2) 利用者の利便性に配慮した注文受付開始日並びにキャンセルの期限を設定すること。

8 利用者からの代金の徴収

昼食の代金を利用者からクレジットカード等の電子決済により直接徴収する。配送場所においては代金の徴収は行わない。

9 事故等への対応

(1) 水戸市とサービス提供事業者及び放課後学級運営業務受託事業者は，食中毒，異物混入，配送中の事故等，不測の事態に備え緊急連絡体制を整備する。

(2) サービス提供事業者は，事故等が発生したときは，直ちに水戸市（こども政策課）及び放課後学級運営業務受託事業者に連絡するとともに，利用者に不利益が生じないよう適切な対応を行う。

(3) サービス提供事業者は，事故等の賠償に備え，賠償責任保険に加入する。

10 非常変災等による休日の決定

水戸市は，非常変災等により放課後学級を休日とすることを決定したときは，速やかにサービス提供事業者に連絡する。

11 その他

(1) 各放課後学級に配送車を乗り入れるときは，門の開閉を確実にし，学校関係者への配慮と安全確認を行う。

(2) 水戸市は，サービス提供事業者又は利用者の過失により生じた損害については一切の責任を負わない。

(3) サービス提供事業者は，利用者からの苦情等については責任をもって対応する。

(4) 水戸市は，サービス提供事業者及び利用者間で生じた問題により発生した損害について，その負担を負わない。

(5) サービス提供事業者は，各種法令に基づき本業務を履行する。

(6) 本基本事項に定めのない事項は，両者協議の上，決定する。